

 \bigcirc

山形県公朝

平成25年6月21日 (金) 第2454号

毎週火・金曜日発行

次 目

告 示

| ○生活保護法による指定医療機関の指定 | (健康福祉企画課 | ₹) ···748 |
|---|--------------|-----------|
| ○生活保護法による指定介護機関の指定 | (同 |) … 同 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定(村」 | 山総合支庁地域保健福祉課 | !) … 同 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止(| 司 |)750 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定(| 司 |) … 同 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定(| 司 |)751 |
| ○指定介護老人福祉施設の指定(| 司 |) … 同 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定(| 司 |) … 同 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止(| 同 |) … 同 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止(| 同 |)752 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止(| 同 |) … 同 |
| ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定(| 同 |)753 |
| ○同(| 同 |) … 同 |
| ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る | | |
| 事業の廃止(| 同 |) … 同 |
| ○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退(| 同 |)754 |
| ○障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定(| 同 |) … 同 |
| ○障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の | | |
| 廃止 | 同 |)755 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による | | |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定(| 同 |) … 同 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出 | (村山総合支庁農村計画課 | !) … 同 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | |)756 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | | ŧ) ···757 |
| ○同 | (同 |) … 同 |
| ○同 | (同 |)758 |
| ○同 | (同 |) … 同 |
| ○同 | (同 |) … 同 |
| ○同 | (同 |)759 |
| ○民有保安林の指定の解除 | (森 林 課 | !) … 同 |
| ○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | !) … 同 |
| ○同 (| |)760 |
| ○同 (| 同 |) … 同 |
| ○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・(| 同 |) … 同 |
| ○同 (| 同 |)761 |
| ○同(| 同 |) … 同 |
| ○道路の区域の変更・・・・・・・(置賜約 | | |
| ○指定港湾施設の利用料金 | | |
| ○川形県海浜公園の利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |)762 |

監査委員関係

告 示

| | ㅁ 시 | ` | |
|--|-----|-------|---|
| ○包括外部監査事務を補助する者 | | ••••• | 同 |
| | 公 | 告 | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の○同○特定調達契約に係る落札者の公告・・・・・・○一般競争入札の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | (同) ··· 同 ··· 同 ··· · · · · · · · · · · |
| - - | 告 | 示 | |

山形県告示第600号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

| | 指; | 定 医 | 療 | 機 | 関 | の <i>2</i> | 名 称 | | 指定医療機関の所在地 指定年月日 |
|---|----|-----|---|---|----|------------|-----|---|------------------------------|
| 小 | 国 | 町 | 立 | 歯 | 科 | 診 | 療 | 所 | 西置賜郡小国町大字西19番地の10 平成25. 4. 1 |
| ょ | ۲ | や | ま | ク | IJ | = | ツ | ク | 米沢市東一丁目 3 番21号 同 5. 1 |

山形県告示第601号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施 する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|--------------------------------------|---------------|------------|
| ほし薬局 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 | 新庄市鉄砲町3番1号 | 平成25. 5. 1 |
| 認知症対応型通所介護事業所つどいの家東泉 | 認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護 | 酒田市東泉町六丁目1番8号 | 同 |

山形県告示第602号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

| 指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の 種類 | 指定年月日 |
|---|--|-------------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人障害者の地 域生活を支援する会 山形市鉄砲町三丁目1番31号 | サポートスクエアぱおぱお 山形市円応寺町7番10号 | 放課後等デイサービス | 平成25. 3.29 |
| 特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会 山形市鉄砲町三丁目1番31号 | 児童デイサービスセンターぷち・ぐ 〜 山形市鉄砲町三丁目1番31号 | 放課後等デイサー ビス | 同 |
| 特定非営利活動法人発達支援研究センター 山形市小荷駄町2番7号 | ワクワクひろば 山形市小荷駄町2番7号 | 児 童 発 達 支 援 放課後等デイサー ビス | 同 24.11.30 |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号 | すぎの子教室 山形市小白川町二丁目3番47号 福祉文化センター内 | 児童発達支援 | 同 25. 3. 1 |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号 | アイアイひろば 山形市あこや町三丁目11番7号 | 放課後等デイサー ビス | 同 |
| 社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番 地 | 向陽園児童デイサービスぷるぷる 山形市桜田東二丁目3番8-5号 | 放課後等デイサービス | 同 3.29 |
| 合同会社ヴォーチェ 山形市吉原三丁目1番5号 | まなびのへやバンビーナ 山形市吉原三丁目1番5号 | 放課後等デイサー ビス | 同 |
| 特定非営利活動法人発達支援研 究センター 山形市小荷駄町2番7号 | ワクワクひろば泉 山形市泉町5番20号 | 放課後等デイサービス | 同 |
| 企業組合労協センター事業団 東京都豊島区池袋三丁目1番2 号光文社ビル6F | 山形地域福祉事業所 陽だまりクラ ブ 山形市美畑町11番28号 | 児 童 発 達 支 援 放課後等デイサー ビス | 同 |
| 特定非営利活動法人こども総合 研究所 山形市松山二丁目6番4-5号 | あしたのこどもクラブ 山形市松山二丁目6番4-5号 | 児 童 発 達 支 援 放課後等デイサー ビス | 同 24.11.30 |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会 寒河江市南町三丁目3番31号 | ころころ遊園 寒河江市南町三丁目3番31号 | 児 童 発 達 支 援 放課後等デイサー ビス | 同 |
| 社会福祉法人村山市社会福祉協 議会 村山市中央一丁目5番24号 | 村山市社会福祉協議会児童発達支援 事業所いずみ 村山市社会福祉協議会放課後等デイ サービスおひさま 村山市中央一丁目6番5号 | 児 童 発 達 支 援 放課後等デイサー ビス | 同 25. 3.29 |
| 社会福祉法人村山市社会福祉協 議会 村山市中央一丁目5番24号 | 村山市社会福祉協議会放課後等デイ サービスたいよう 村山市楯岡笛田四丁目5番1号 | 放課後等デイサービス | 同 |
| 特定非営利活動法人はながさ 尾花沢市新町一丁目16番37号 | 指定放課後等デイサービスはながさ 尾花沢市新町一丁目16番37号 | 放課後等デイサー ビス | 同 24.11.30 |

山形県告示第603号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次の とおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の 種類 | 廃止年月日 |
|--|---|----------------|------------|
| 特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会 山形市鉄砲町三丁目1番31号 | サポートスクエアぱおぱお 山形市円応寺町7番10号 | 児童発達支援 | 平成25. 3.31 |
| 特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会 山形市鉄砲町三丁目1番31号 | 児童デイサービスセンターぷち・ぐ 〜 山形市鉄砲町三丁目1番31号 | 児童発達支援 | 同 |
| 特定非営利活動法人山形親子療 育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号 | すぎの子教室 山形市小白川町二丁目3番47号 福祉文化センター内 | 放課後等デイサービス | 同 2.28 |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号 | デイサポートセンターアイアイ 山形市あこや町三丁目11番7号 | 児童発達支援 | 同 |

山形県告示第604号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定し た。

平成25年6月21日

| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------|---|-------------|------------|
| 株式会社アオバヤ | ジョイリハ山形中央 山形市若葉町12番19号 | 通 所 介 護 | 平成24.12.17 |
| 株式会社フロンティア | 株式会社フロンティア 山形営業所 山形市流通センター三丁目6番1号 | 福祉用具貸与 | 司 25. 3. 6 |
| 株式会社フロンティア | 株式会社フロンティア 山形営業所 山形市流通センター三丁目6番1号 | 特定福祉用具販売 | 司 |
| 株式会社七日町福祉サービス | 介護付き有料老人ホーム ときめき七日 町 山形市七日町三丁目3番27号 | 特定施設入居者生活介護 | 同 3.15 |
| アースサポート株式会社 | アースサポート山形 山形市吉原一丁目11番13号 | 通 所 介 護 | 同 4.23 |
| 社会福祉法人福寿会 | 短期入所生活介護事業所 福寿乃郷 山形市飯田二丁目7番30号 | 短期入所生活介護 | 司 4.30 |
| 株式会社アドヴァンスケア | 月あかり 神町 東根市大字若木6031番地の1 | 通 所 介 護 | 同 1.16 |
| 一般社団法人陵東福祉会 | 陵東デイサービスセンター 寒河江市本町二丁目10番40号 | 通 所 介 護 | 同 3.28 |

山形県告示第605号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定居宅介護支援事業者の 名称 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人福寿会 | 居宅介護支援事業所 福寿乃郷 山形市飯田二丁目7番30号 | 居宅介護支援 | 平成25. 4.30 |

山形県告示第606号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定介護老人福祉施設の 開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|--------------------|----------|------------|
| 社会福祉法人福寿会 | 特別養護老人ホーム 福寿乃郷 | 介護福祉施設サー | 平成25. 4.30 |
| 11. 公田性体八田分云 | 山形市飯田二丁目7番30号 | ビス | 十成25. 4.50 |

山形県告示第607号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------------|---|---------------------|--------------|
| 株式会社アオバヤ | ジョイリハ山形中央 山形市若葉町12番19号 | 介護予防通所介護 | 平成24. 12. 17 |
| 株式会社フロンティア | 株式会社フロンティア 山形営業所 山形市流通センター三丁目6番1号 | 介護予防福祉用具 貸与 | 同 25. 3. 6 |
| 株式会社フロンティア | 株式会社フロンティア 山形営業所 山形市流通センター三丁目6番1号 | 特定介護予防福祉 用具販売 | 同 |
| 株式会社七日町福祉サービス | 介護付き有料老人ホーム ときめき七日 町 山形市七日町三丁目3番27号 | 介護予防特定施設 入居者生活介護 | 同 3.15 |
| アースサポート株式会社 | アースサポート山形 山形市吉原一丁目11番13号 | 介護予防通所介護 | 同 4.23 |
| 社会福祉法人福寿会 | 短期入所生活介護事業所 福寿乃郷 山形市飯田二丁目7番30号 | 介護予防短期入所 生活介護 | 同 4.30 |

山形県告示第608号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年6月21日

| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------|------------------------------------|----------|------------|
| 株式会社サトー住販 | レリベッド 寒河江市大字柴橋1454番地の10 | 福祉用具貸与 | 平成24.12.7 |
| 株式会社サトー住販 | レリベッド 寒河江市大字柴橋1454番地の10 | 特定福祉用具販売 | 同 |
| 株式会社ハートウェル | 株式会社ハートウェル 山形店 山形市流通センター三丁目6番1号 | 福祉用具貸与 | 同 25. 3.31 |
| 株式会社ハートウェル | 株式会社ハートウェル 山形店 山形市流通センター三丁目6番1号 | 特定福祉用具販売 | 同 |
| 株式会社ジャパンケアサービ ス | ジャパンケア上山金谷 上山市金谷字八反田399番 1 | 訪 問 介 護 | 同 5.31 |

山形県告示第609号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の 名称 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------|---|---------|------------|
| 社団法人山形県看護協会 | 居宅介護支援事業所訪問看護ステーション小白川 山形市小白川町二丁目3番31号 | 居宅介護支援 | 平成25. 3.31 |
| 社団法人山形県看護協会 | 居宅介護支援事業所訪問看護ステーションベにばな 山形市七日町一丁目3番26号 | 居宅介護支援 | 同 |

山形県告示第610号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年6月21日

| 指定介護予防サービス事業者 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------------|--------------------|-------------|
| の名称又は氏名 | | | |
| 株式会社サトー住販 | レリベッド | 介護予防福祉用具 | 平成24.12.7 |
| 株式芸化サト 住販 | 寒河江市大字柴橋1454番地の10 | 貸与 | 十)及24.12. 7 |
| 株式会社サトー住販 | レリベッド | 特定介護予防福祉 | 同 |
| | 寒河江市大字柴橋1454番地の10 | 用具販売 | lH1 |
| 株式会社ハートウェル | 株式会社ハートウェル 山形店 | 介護予防福祉用具 | 同 25. 3.31 |
| 体式芸社バードリエル | 山形市流通センター三丁目6番1号 | 貸与 | HJ 20. 0.01 |
| 株式会社ハートウェル | 株式会社ハートウェル 山形店 | 特定介護予防福祉 | 同 |
| 体式芸社バードリエル | 山形市流通センター三丁目6番1号 | 用具販売 | lh1 |
| 株式会社ジャパンケアサービ | ジャパンケア上山金谷 | 介誰子, 吐 計問介誰 | 同 5.31 |
| ス | 上山市金谷字八反田399番 1 | | |

山形県告示第611号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のと おり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 定員 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|---|----------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人村山市社会福祉協 議会 村山市中央一丁目5番24号 | 村山市社会福祉協議会多機 能型事業所わっしょい! 村山市楯岡笛田四丁目5番 1号 | 生 活 介 護 就労継続支援 (B 型) | 6名 14名 | 平成25. 3.29 |

山形県告示第612号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のと おり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 指定年月日 |
|--|---|----------------------|------------|
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会 寒河江市南町三丁目3番31号 | ホームORADANA短期入所事業所 寒河江市大字寒河江字古河江69番1 | 短 期 入 所 | 平成25. 3.29 |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会 寒河江市南町三丁目3番31号 | ホームORADANA 寒河江市大字寒河江字古河江69番1 | 共同生活介護共同生活援助 | 同 |
| ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援(A型)事業所 ピース 楯岡 就労移行支援事業所 ピース第Ⅱ 楯岡 村山市楯岡五日町 4番10号 村山福祉 プラザ | 就労継続支援(A型) 就労移行支援 | 同 3.6 |

山形県告示第613号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年6月21日

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービス の種類 | 廃止年月日 |
|--|-------------------------------------|-----------------|------------|
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク 山形市あこや町三丁目11番7号 | 生活塾アイアイ 山形市あこや町三丁目11番7号 | 自立訓練(生活訓練) | 平成24. 9.30 |
| 特定非営利活動法人一歩・一歩 の会 山形市深町一丁目 9 -14番地 | 指定障害福祉サービスハーモニィ 山形市深町一丁目 9 -14番地 | 自立訓練(生活訓練) | 同 |
| 特定非営利活動法人あゆむ会 山形市香澄町一丁目13番12号 | 21世紀作業所 山形市香澄町一丁目13番12号 | 就労継続支援(B型) | 同 25. 3.29 |

| 社会福祉法人さくらんぼ共生会 | さくらんぼ共生園短期入所事業所 | lr≕ | -11-11 | 7 | 所 | = | 0.01 |
|----------------|-----------------|-----|--------|---|----|----------|-------|
| 寒河江市南町三丁目3番31号 | 寒河江市南町三丁目3番31号 | 湿 | 刔 | 人 | カリ | 间 | 3. 31 |

山形県告示第614号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地 | 施設入所支援以外 の施設障害福祉 サービスの種類 | 辞退の効力 発生年月日 |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------|
| 山形県 山形市松波二丁目8番1号 | 山形県立総合療育訓練センター 上山市河崎三丁目7番1号 | 自立訓練(機能訓練) (東) 自立訓練(生活訓練) | 平成25. 3.31 |

山形県告示第615号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のと おり指定した。

平成25年6月21日

| 指定一般相談支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--|--|------------|
| 社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番地 | 向陽園地域生活支援センター心音 山形市深町二丁目 2番22号 | 平成25. 3.29 |
| 社会福祉法人山形市社会福祉協議会山形市城西町二丁目2番22号 | 山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター 山形市城西町二丁目2番22号 | 同 |
| 社会福祉法人山形市社会福祉事業団山形市蔵王半郷1366番地の2まんさくの丘内 | 指定相談支援事業所まんさく 山形市蔵王半郷1366番地の2 | 同 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目 9 番30号 | ゆあーず 山形市江俣一丁目 9番26号 | 同 |
| 特定非営利活動法人エッセンシャルケア センター 山形市城西町二丁目2番60号 | エッセンシャルケアセンター 山形市城西町二丁目2番60号 | 同 24.11.30 |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会 寒河江市南町三丁目3番31号 | サポートハウス「かぼちゃ」 寒河江市大字寒河江字内の袋55番地7 | 同 25. 3. 1 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団山形市緑町一丁目9番30号 | ういんず 西村山郡河北町谷地己56番地の8 | 同 3.29 |

山形県告示第616号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|--------------------------------|--------------------|------------|
| 特定非営利活動法人一歩・一歩の会 | 指定障害福祉サービス事業所ハーモニィ | 平成24.11.28 |
| 山形市深町一丁目9-14番地 | 山形市深町一丁目9-14番地 | 平成24.11.28 |

山形県告示第617号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 障害福祉サービス の種類 | | | | 指定年月日 | |
|--|--------------------------|----|----|----|-------|------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番 15号 | ジャパンケア上山 上山市石曽根37 | 同行 | 行動 | 援援 | 護護 | 平成25. 5.31 |

山形県告示第618号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成25年6月21日

| 理事及び監事の別 | | 氏 | 名 | | 住 所 |
|----------|---|-----|----|---|-------------------|
| 理事 | 鹿 | 野 内 | 正 | 行 | 東根市大字泉郷甲2687番地 |
| 同 | 奥 | Щ | 敏 | 雄 | 同 大字野田2番地 |
| 同 | 松 | 田 | 隆一 | 郎 | 同 中島通り一丁目18号 |
| 同 | 芦 | 野 | 茂 | 男 | 同 大字藤助新田21番地 |
| 同 | 石 | Щ | 光 | 示 | 同 大字島大堀35番地 |
| 同 | 仲 | 野 | 利 | 昭 | 西村山郡河北町大字田井95番地の2 |
| 同 | 阿 | 部 | 俊 | 之 | 同 大字新吉田970番地 |
| 同 | 吉 | 野 | 仁 | _ | 東根市大字観音寺261番地の3 |
| 同 | 冏 | 涪 | 幸 | 義 | 天童市大字川原子1561番地 |

| 司 | 寒 | 河 | 江 原 | 曼 男 | J | 東根市大字羽入159番地 |
|-----|---|---|------|------------|---|-------------------|
| 同 | 武 | ı | 田 | 之 内 | | 同 六田一丁目 4番17号 |
| 同 | 杉 | ì | 浦 常 | 京 蔵 | | 同 大字松沢90番地内第1号 |
| 同 | 岡 | | 田 | 影 治 | - | 同 大字観音寺2423番地の340 |
| 同 | 滝 | | 口 | 安 明 | 1 | 同 大字野川1246番地 |
| 同 | 木 | ļ | 嶋 幸 | 造 造 | | 同 2615番地 |
| 監 事 | 柴 | ļ | 崎 が | C 彌 | 1 | 同 大字荷口129番地 |
| 同 | 太 | 1 | 田 彷 | 幸 | | 同 大字野田102番地 |
| 同 | 安 | j | 達 | 開 | | 同 大字泉郷162番地 |
| 同 | 寒 | 河 | T. – | 一浩 | | 同 大字羽入192番地 |

山形県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年6月21日

| 理事及び監事の別 | | 氏 | 名 | | 住 | 所 |
|----------|---|----|---|---|-------------|----------|
| 理事 | 鹿 | 野内 | 正 | 行 | 東根市大字泉郷甲268 | 87番地 |
| 同 | 石 | Щ | 光 | 示 | 同 大字島大堀35 | 番地 |
| 同 | 木 | 嶋 | 幸 | 造 | 同 大字野川2615 | 番地 |
| 同 | 奥 | Щ | | 博 | 同 大字羽入1834 | 番地 |
| 同 | 阿 | 部 | 俊 | 之 | 西村山郡河北町大字 | 新吉田970番地 |
| 同 | 吉 | 野 | 仁 | _ | 東根市大字観音寺26 | 1番地の3 |
| 同 | 武 | 田 | 佐 | 内 | 同 六田一丁目4 | 番17号 |
| 同 | 岡 | 田 | 春 | 治 | 同 大字観音寺24 | 23番地の340 |
| 同 | 滝 | П | 俊 | 明 | 同 大字野川1246 | 番地 |
| 同 | 杉 | 浦 | 常 | 蔵 | 同 大字松沢90番: | 地内第1号 |

| | 副 | | 早 | | 坂 | I | | Ì | 同 板垣中通り44 |
|---|---|---|---|---|---|---|-----|--------|----------------|
| | 副 | | 小 | | 野 | 久 | 、 雄 | É | 同 大字野田220番地 |
| | 司 | | 松 | | 田 | 侈 | · 横 | ţ | 同 板垣中通り16 |
| | 司 | | 森 | | 谷 | 政 | (雄 | É | 同 大字羽入1298番地 |
| | 同 | | 今 | | 田 | 妇 | - 行 | ř | 西村山郡河北町大字田井2番地 |
| 監 | | 事 | 太 | | 田 | 徳 | i 幸 | .111 | 東根市大字野田102番地 |
| | 同 | | 寒 | 河 | 江 | _ | · | i | 同 大字羽入192番地 |
| | 同 | | 平 | | 澤 | | 态 | Į, | 同 大字荷口86番地 |
| | 司 | | 小 | | 関 | 看 | . 男 | i 7 | 同 大字泉郷121番地の2 |
| | | | | | | | | _ | |

山形県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営山上地区土地改良事業(水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営山上地区土地改良事業(水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
 - 米沢市役所
- 3 縦覧に供する期間
 - 平成25年6月21日から同年7月22日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第621号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営桐原地区土地改良事業(水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月21日

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営桐原地区土地改良事業 (水利施設整備事業 (水利区域内農地集積促進型)) 計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
 - 米沢市役所
- 3 縦覧に供する期間
 - 平成25年6月21日から同年7月22日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第622号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営関根地区土地改良事業(水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営関根地区土地改良事業 (水利施設整備事業 (水利区域内農地集積促進型)) 計画書の写し

2 縦覧に供する場所

南陽市役所

川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成25年6月21日から同年7月22日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第623号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営飯坂地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営飯坂地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)計画書の写し

2 縦覧に供する場所

川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成25年6月21日から同年7月22日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第624号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営宮地地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営宮地地区土地改良事業 (農地整備事業 (経営体育成型)) 計画書の写し

2 縦覧に供する場所

川西町役場

3 縦覧に供する期間

平成25年6月21日から同年7月22日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第625号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営野川地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営野川地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所

3 縦覧に供する期間

平成25年6月21日から同年7月22日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第626号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 解除に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町吹浦字三崎1の134(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第627号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
|---------------------------|--------------|------|-----------------------|---|------------|
| 寒河江市大字田代字行沢492年 同 459年 | 番6から 番3まで | 旧 | 11.9 メートル | : | メートル 27 |
| 同 | 上 | 新 | 11.9 メートル く 5.6 | 同 | 上 |

山形県告示第628号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 寒河江市大字田代字赤沢330番2から同 字田中248番1まで | | 旧 | 15.0 メートル く 5.4 | メートル 115 |
| 同 | 上 | 新 | 50.7 メートル く 5.7 | 同 上 |

山形県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------------------------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 寒河江市大字白岩字沢口1837番 1 元 同 1778番463 | | 旧 | 11.7 メートル く 5.2 | メートル 177 |
| 同 | Ŀ | 新 | 16.1 メートル と 5.7 | 同 上 |

山形県告示第630号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

- 1 路 線 名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字田代字行沢492番6から

同 459番3まで

3 供用開始の期日 平成25年6月21日

山形県告示第631号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

報

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 田代白岩線

2 供用開始の区間 寒河江市大字田代字赤沢330番2から

同 字田中248番1まで

3 供用開始の期日 平成25年6月21日

山形県告示第632号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 田代白岩線

2 供用開始の区間 寒河江市大字白岩字沢口1837番1から

同 1778番46まで

3 供用開始の期日 平成25年6月21日

山形県告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成25年6月21日から同年7月4日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------|-------|------|------------------------|------|
| 西置賜郡小国町大字湯花字大道限12 | 5番2から | III. | 9.9 メートル | メートル |
| 同 大字西字赤坂二1 1 6 | 番4まで | 目 | 8.3 | 520 |
| 同 | 上 | 新 | 19.8 メートル く 11.0 | 同上 |

山形県告示第634号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 加茂港緑地の利用料金

| 港湾施設名 | 使 | 用 区 | 分 | 利 | 用 | 料 | 金 | 備考 |
|-------|-----|------|------|-----------|---|---|------|------------------------|
| 緑地 | 駐車場 | 自動二輪 | 車 | 1日1回につき 4 | | | 400円 | 7月27日から8月18日 |
| | | | の自動車 | 1日1回につき | | | 800円 | までの午前8時30分か ら午後5時まで |

2 適用期間

平成25年7月21日から平成27年3月31日まで

山形県告示第635号

山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 利用料金

| 施 | 設 | | 期 | 間 | 等 | 単 | 位 | 利用料金 |
|------------|------|--------------|------|---|-----------------|-----|------|------|
| 加茂レインボービーチ | 駐車場 | 自動二輪車 | | | 3月18日ま 0分から午 | 1月1 | 回につき | 400円 |
| | | 上記以外の 自動車 | 後5時ま | | ガガがらて | | | 800円 |
| | シャワー | | | | | | | 無料 |

2 適用期間

平成25年7月21日から平成27年3月31日まで

監査委員関係

告 示

山形県監査委員告示第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。 平成25年6月21日

 山形県監査委員
 坂
 本
 貴
 美
 雄

 山形県監査委員
 児
 玉
 太

 山形県監査委員
 会
 田
 稔
 夫

 山形県監査委員
 加
 藤
 香

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

柴田 真人 山形県西村山郡河北町大字岩木984番地の2

近 芳弘 東京都武蔵野市境四丁目15番12-321号 グランドメゾン武蔵野

野﨑 由紀子 山形県山形市嶋南四丁目2番6号 シルエラコートF1号

天野 孝俊 山形県山形市松波四丁目5番1-703号 ネオハイツ県庁南

松田 卓也 東京都文京区千石三丁目14番9号 サンドリアル千石101

鎌田 礼哉 山形県山形市南原町一丁目14番3号 エスポワール南原 D棟103号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成25年5月24日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人はらっぱ

(2) 代表者の氏名

吉水 幸一

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上小松2931番地の5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもつ方等に対して、社会参加の場を提供し、協調することの大切さ、働くことの喜びそして、それによる社会への貢献の意義の理解を深めると共に、本人及びその家族に社会の一員であることの自負と自信をもたらし、また、地域や各関係機関と連携しながら広範な支援活動を実施することで、明るくそして平等公平な社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定 款の変更の認証について申請があった。

平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 申請のあった年月日

平成25年6月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人ひびき

(2) 代表者の氏名

小林 真

(3) 主たる事務所の所在地 長井市舟場9番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年 6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワークパソコンOS・ブラウザ等移行業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023 (630) 2098

- 3 落札者を決定した日 平成25年5月10日
- 4 落札者の名称及び所在地

NECフィールディング株式会社山形支店 山形市南栄町三丁目6番34号

- 5 落札金額 18,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年3月29日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪グレーダの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年6月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日 時 平成25年7月2日(火) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 除雪グレーダ 7台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成25年10月31日 (木)
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成25年2月 15日付け県公報第2419号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できる
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ

(http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。

- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成25年6月27日(木)午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約 解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removal Motor Grader Quantity: 7
 - (2) Time limit for tender: 10:00 A.M. July 2, 2013
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年 6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量 山形県警察初動捜査支援システム機器(増設)の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部刑事部刑事企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-626-0110
- 3 落札者を決定した日 平成25年5月23日
- 4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社東北支店 支店長 古川 行男 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号

- 5 落札金額 4,230,240円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成25年4月12日